

平成 29 年度第 1 回立川市個人情報保護審議会の要旨

1 日時 平成 29 年 4 月 26 日（水） 午前 10 時～午前 11 時 30 分

2 場所 立川市役所 202 会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

諮問事項①：子育てひろば事業の外部委託について

諮問事項②：住民基本台帳情報を利用した転出・転入者アンケート調査の実施
について

諮問事項③：立川市建築行政管理システムの機器更新について

諮問事項④：立川駅北口及び南口周辺に防犯カメラを設置し、映像を録画する
ことについて

諮問事項⑤：立川駅西地下道に防犯カメラを設置し、映像を録画することにつ
いて

諮問事項⑥：生活困窮者世帯等を対象とした子どもの学習支援事業の業務委託
について

(2) その他

- ・平成 28 年度の個人情報開示等実績について
- ・行政機関個人情報保護法の改正について

4 出席者

(1) 委員

飯田会長、斎藤委員、神宮委員、梶委員及び入谷委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：子育て推進課長及び子育て推進課主査

諮問事項②：企画政策課長及び企画政策課主査

諮問事項③：建築指導課長、庶務係長及び同係主任

諮問事項④：生活安全課長及び生活安全係長

諮問事項⑤：道路課長及び施設係主任

諮問事項⑥：生活福祉課長、保護第三係長及び面接係主任

[事務局]

文書法政課長、情報公関係長及び同係主任

5 議 事

(1) 届出関係諮問事項

諮問事項①：(子ども家庭部子育て推進課)

【諮問の概要】

子育て中の保護者の不安感、孤立感の解消と子同士の交流の場を提供する子育てひろば事業を平成 29 年 5 月から柴崎町地区で実施することとなり、「(仮称)しばさきのいえ子育てひろば」の事業運営を社会福祉法人に委託するもの

【審議内容】

《連携が生じる可能性のある関係機関の内容について》

- 主に健康推進課や子ども家庭支援センターなどが連携する関係部署となる。
- 社会福祉法人に事業を委託するので、外部機関との連携が出てくる。
- 虐待の場合などは、児童相談所や民生委員などとの連携が出てくる。

《個人情報の取扱いについて》

- 委託事業仕様書に添付する特記仕様書に個人情報の取扱いを記載している。
- 関係機関との会議の席では口頭により個人情報を伝える。紙ベースでの個人情報の取扱いは、社会福祉法人と市役所の担当者だけになる。

《個人情報の廃棄について》

- 子どもが小学校に入学して 5 年経過後には廃棄している。

《相談記録の複写を防止する方策について》

- 相談記録用紙に「禁複写」という注意書きを入れるようにしたい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項②：(総合政策部企画政策課)

【諮問の概要】

「たちかわ創生総合戦略」の施策検討資料とするために、無作為抽出した 25 歳から 39 歳までの住民に転出・転入理由や定住意向等に関するアンケート調査を平成 29 年 6 月から実施することとなり、住民基本台帳情報を目的外利用するもの

【審議内容】

《調査票の中での個人情報の取扱いについて》

○市外に転出した方については自治体名（〇〇市（区））まで、市内に転入した方については町名（立川市〇〇町）までの情報を収集する。

○返信用の封筒や調査票は無記名となる。郵送の際に個人情報が特定されるのは、発送用の宛名ラベルだけになる。

《調査結果の回答者への報告について》

○調査結果を回答者に報告する予定はない。ホームページや紙ベースなどで公表したいと考えているので、アンケートの対象者にはその旨をお知らせしたい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：（まちづくり部建築指導課）

【諮問の概要】

立川市建築行政管理システムのリース期間が平成 29 年 8 月に更新されることに伴い、既存の機器から新たな機器にデータを移行する作業をシステム保守業者に委託するもの

【審議内容】

《データ消去処理後の機器の処分について》

○関係法令に抵触しないように処理するということであるが、抽象的な表現なので、仕様書には具体的内容を記載するようにすべきである。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、旧システムサーバーやデータ移転に用いる記録メディア等に係る個人情報のデータ消去後の機器等の処分については、「適切に処分」等の表現ではあいまいであるため、より具体的な処分方法を仕様書上に明記するように改善を図ること。

諮問事項④：（市民生活部生活安全課）

【諮問の概要】

立川駅北口及び南口周辺の犯罪の発生を抑止し、地域住民や往来者の安全を確保するために、防犯カメラを設置し、平成 29 年 5 月から防犯カメラ通信システム機器及び単独型機器で映像を録画するもの

【審議内容】

《映像データが第三者に提供される可能性がある場合について》

○警察から刑事訴訟法に基づく捜査関係書類の提出を受けた場合に、防犯カメラ

のサーバールームで捜査員と市職員が立ち会いのもと、必要なデータを特定したうえで提供する場合があります。

○またそのほか生命、身体の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合などがあります。

○（事務局）立川市個人情報保護条例では、個人情報の外部提供は基本的に認めないが、例外規定があり、法令等に定めがある場合は認められる。刑事訴訟法や弁護士法などに基づく場合は状況に応じて第三者提供が可能である。

○説明の中で「第三者提供」と本人への「情報開示」の混同がみられた。注意すべきである。

《本人から個人情報の開示請求があった場合の対応について》

○（事務局）映像データは開示請求の対象になるので、当該本人を特定できるか、不特定多数を識別できないようにできるかなどを検討したうえで、開示するかどうかを判断することになる。立川駅周辺防犯カメラ管理運用基準の第11条では、本人から映像データの開示請求があった場合について規定している。

《地域団体等からの要望について》

○防犯カメラの数を増やしてほしい、撮影範囲を変えて欲しいなどの意見がある。

《記録媒体に係るパスワード設定について》

○セキュリティ上、定期的な変更が必要ではないか。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。なお、サーバーや記録メディアに設定するパスワードについては、定期的に変更を行いセキュリティに万全を期すようにすること。

諮問事項⑤：（まちづくり部道路課）

【諮問の概要】

立川駅西地下道壁面の落書き及び犯罪等を抑制するために、防犯カメラを設置し、平成29年5月から防犯カメラシステム機器で映像を録画するもの

【審議内容】

《抑止力としての効果について》

○壁画が描かれる前はものすごい頻度で落書きがあったが、壁画が描かれてからはかなり減っている。しかし、全くないわけではなく、年に数件はある。

○犯罪の抑止効果については、警察から道路管理者に犯罪の報告は上がってきて

- いないので詳しくは分からない。けんかなどは多々起こっているようである。
- 地下道の防犯カメラはドーム型で、見れば分かるため抑止力にはなると思う。
 - 防犯カメラの設置自体は再開発組合が行い、維持管理に関して今年度は立川市の道路課が行い、来年度以降は生活安全課が行うことになっている。

《モニターの設置か所について》

- 1か所のみである。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑥：(福祉保健部生活福祉課)

【諮問の概要】

生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮世帯及び生活保護世帯等で、将来の自立にむけて支援を要する子どもがいる世帯に対して実施する「子どもの学習支援事業」を平成29年6月から事業者に業務委託するもの

【審議内容】

《個人情報の記録書式について》

- 書式を作って管理するが、そこには様々な生活状況が記録される。
- 個人情報が記載される記録は、分散させずに集約して記録すべきである。

《個人情報の取扱いの徹底について》

- 立川市ではコンプライアンスの徹底を図っているが、人間がやることには必ず間違いが起きるという視点に立って、そうならないように組織的に対応していく。

- 書類には複写厳禁などを記載してはどうか。

《事業の周知方法について》

- この事業は生活が乱れている気にかかるような子どもを対象にしたいと考えている。民生委員は個人情報の取扱いが認められている。民生委員の会合が月1回開催されるので、そこで周知を図っていく。

《事業の終了時点、廃棄の時期について》

- 支援する中学生が高校に進学することが事業の目的であるが、高校に進学しても中退しないように引き続き支援していく。支援が不要となった時点で終了する。

- 廃棄については子どもへの支援が不要となった時点で、事業者から書類を返還

してもらい、廃棄処分は市が行う。

○書類廃棄の時期を明確に規定してはどうか。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、承認条件として 1) 利用者からの聞き取り内容の記録等にあたっては、様式を統一する等により情報管理の明瞭化を図ること。2) 仕様書上あいまいとなっている、事業者から市に個人情報移管を行うタイミングや、市において保存・廃棄を行うタイミングについて、取扱いの明確化を図ること。

(5) その他

・平成 28 年度の個人情報開示等実績について

事務局からは、資料「平成 28 年度 実施機関別個人情報開示等実施状況」に基づき説明した。

《診療報酬明細書の 1 件が非開示になった理由について》

○診療報酬明細書を開示するに当たって、実施機関は医療機関に意見照会をすることになっているが、この件では「開示は相当ではない」という回答があったため、非開示としたもの。

○非開示理由としては立川市個人情報保護条例の「個人の診断に関する情報で、本人に知らせないことが正当と認められるもの」という規定に該当するとした。

○担当者が説明等を行ったようであり、審査請求は出ていない。

《住民票・印鑑証明書等発行履歴に関する請求が多い理由について》

○ほとんどは印鑑登録証等を紛失し、悪用されていないかどうかを確認するためといった理由からであるが、なかには金銭の貸借関係等があり、第三者から請求があったかどうかを確認するために請求しているといった例もある。

・行政機関個人情報保護法の改正について

事務局からは、平成 29 年 5 月 30 日施行となる改正行政機関個人情報保護法について資料「行政機関個人情報保護法等改正法の概要」に基づき説明した。

・次回開催について

7 月頃を予定し、日程調整のうえで決めることとした。